

公立大学法人高崎経済大学

第2期中期目標期間（平成29年度～令和4年度）の
終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果

令和3年12月

高崎市公立大学法人評価委員会

目 次

1	評価方法	1
2	全体評価	2
3	項目別評価	3
I	教育研究等の質の向上に関する目標	3
II	学生支援に関する目標	4
III	地域・社会貢献に関する目標	6
IV	業務運営の改善及び効率化に関する目標	7
V	財務運営の改善に関する目標	7
VI	自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標	8
VII	その他業務運営に関する重要目標	8

【参考】

- ・高崎市公立大学法人評価委員会名簿
- ・高崎市公立大学法人評価委員会開催状況
- ・高崎市公立大学法人評価委員会条例

1 評価方法

高崎市公立大学法人評価委員会は、地方独立行政法人法第78条の2第1項及び第3項の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学の第2期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について評価を行った。

評価は、公立大学法人高崎経済大学が中期計画に定めた事項ごとに実績及び自己評価を記載した「第2期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書」及び法人への聴取等に基づき、次のとおり「全体評価」及び「項目別評価」を行った。

(1) 全体評価

第2期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務全体の達成見込について、項目別評価の結果を踏まえ、総合的に評価した。また、必要がある場合は、業務運営の改善その他の勧告を行うものとした。

(2) 項目別評価

中期目標に掲げる次の事項ごとに、当該中期目標の達成状況及び特記事項の内容を総合的に判断し、5段階により評価を行った。

- I 教育研究等の質の向上に関する目標
- II 学生支援に関する目標
- III 地域・社会貢献及び国際化に関する目標
- IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- V 財務運営の改善に関する目標
- VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標
- VII その他業務運営に関する重要目標

【5段階】

- 5 中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
- 4 中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある。
- 3 中期目標の達成に向けて概ね順調な進捗状況にある。
- 2 中期目標の達成に向けてやや不十分な進捗状況にある。
- 1 中期目標の達成に向けて著しく不十分な進捗状況であり、重大な改善事項がある。

(3) 評価に当たっての基本的な考え方

ア 評価を通じて、法人の教育研究及び運営の状況等を分かりやすく示し、市民への説明責任を果たしていくものとする。

イ 法人の教育研究、学生支援や運営についての工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。

ウ 今後の法人の組織及び運営の見直しの検討に資するものとする。

2 全体評価

(1) 総評

公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）は、「地域に根を張り、世界と交流する知の拠点」を基本目標として設立団体である高崎市から提示された第2期中期目標と、この目標を達成するために法人が作成した第2期中期計画に基づき、様々な取組を進めてきた。

法人の毎年度の業務の実施状況については、高崎市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において評価を行ってきたところであるが、このたび法人から「第2期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書」の提出を受け、評価委員会では、その内容について評価を行った。

中期目標の7項目の達成状況については、「教育研究等の質の向上に関する目標」は、中期目標の達成に向けて概ね順調な進捗状況であり、「学生支援に関する目標」、「地域・社会貢献及び国際化に関する目標」、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」、「財務運営の改善に関する目標」、「自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標」及び「その他業務運営に関する重要目標」の6項目は、中期目標の達成に向けて順調な進捗状況であると認められる。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和元年度末からは、事業の見直しや変更が迫られたところであるが、理事長及び学長のリーダーシップの下、短期間で遠隔授業を導入しただけでなく、オンライン配信の環境を活用した取組を進めるなど、速やかで柔軟な対応で事業計画の推進に努めてきたと認められる。

困難な状況下ではあるが、引き続き中期目標の達成に向けて各事業に取り組まれることを期待する。

(2) 評価結果

全体としては中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にあり、大きな問題は見られない。

法人の業務は、中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいるものと評価する。

(3) 改善を要する事項

中期目標の達成に向けて期間中の業務運営は適切に行われており、改善勧告を要する事項はない。

なお、各事業を進めるに当たっては、項目別評価に付した意見に留意の上、事業を進めていただきたい。

3 項目別評価

I	教育研究等の質の向上に関する目標
評価	3 中期目標の達成に向けて概ね順調な進捗状況にある。
<p>法人の評価指標では、全23項目のうち、Sが2項目、Aが17項目、Bが4項目で、S又はAの割合が82.6%であった。</p> <p>評価委員会では、事業の進捗状況等について次のとおりと認め、中期目標の達成に向けて概ね順調な進捗状況にあると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの作成と見直し、アセスメント・ポリシーの策定について、事業は進められているものと認められるが、進捗状況が両学部で異なることから、大学全体として成果が得られるよう事業を進められることを期待する。 ・アドミッション・ポリシーの点検や見直しを行い、その内容を一般選抜試験へ反映させ、また戦略的な広報活動を展開して志願者を広く募ることで、大学が求めている学生の獲得に向けた事業が効果的に進められていると認められる。大学が求める学生像に加えて、大学において何が学べるか、何ができるようになるかを明確にした上で、教育の一層の充実を図り、更に多くの人が入学を希望する大学となることを期待している。 ・着実に実績を上げていた学生の海外派遣が新型コロナウイルスの感染拡大により実施できなかったことは残念であるが、感染状況等に鑑みながら、学生の安全に留意しつつ、派遣の再開や効果的な代替事業を行うなど、目標の達成に向けて事業を進められることを期待している。 ・基礎教育センターの設置やアクティブラボの開設など、学生の基礎的能力の向上に向けた事業が着実に進められていると認められる。特に学生の日本語能力は、修学だけでなく、キャリア形成においても、重要であると考えられることから、引き続き事業の着実な実施に努めていただきたい。 ・アクティブ・ラーニングについて、導入に向けて取組が進められていると認められるが、進捗状況が両学部で異なることから、大学全体として成果が得られるよう事業を進められることを期待する。また、学修成果の可視化は、困難な課題であると認識しているが、重要な課題であることから、引き続き、取組を進めていただきたい。 	

- ・教員が学生に与える影響は大きく、学生の人生を大きく変える存在であると考えられることから、多面的な評価に基づくFD（ファカルティ・ディベロップメント）等の取組を更に進めて、教育の質や魅力の向上に努めていただきたい。なお、授業評価アンケートは、重要な評価指標となるものなので、見直しの成果と有効なアンケート結果の活用を期待している。
- ・cafe あすなろでの活動支援や社会貢献活動団体の認証など、学生の社会貢献活動を推進する事業が着実に進められていると認められる。引き続き、事業の趣旨を踏まえるとともに、学生の自主性を尊重しながら、取組を進めていただきたい。
- ・研究費制度の見直しや申請書レビューシステムの導入など、研究水準の向上のための事業が進められ、科学研究費助成事業の採択が増えていることは、高く評価できる。
- ・シンポジウムの開催や商工会議所との連携による研究など、地域貢献に資する研究が進められ、また研究成果の情報発信も行われていると認められる。引き続き、積極的な取組に努め、研究機関として高崎経済大学の地域における存在感が更に向上することを期待している。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大により中断されてしまったが、海外提携校との国際シンポジウムや共同研究に向けた事業が着実に進められていると認められる。大学の研究の更なるグローバル化に期待している。

Ⅱ	学生支援に関する目標
評価	4 中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある。
	<p>法人の評価指標では、全20項目のうち、Aが18項目、Bが2項目で、Aの割合が90.0%であった。</p> <p>評価委員会では、事業の進捗状況等について次のとおりと認め、中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線LANサービスの拡充、PC教室の開放時間の延長、図書館ガイダンスのオンライン化など、学生が修学しやすい設備や環境の整備のための取組が進められていると認められる。

- ・ カウンセリングの日数増、アクティブラボの開設、支援が必要な学生を早期に発見するための教員を対象としたアンケートなど、学生の修学を支援するための取組が進められていると認められる。
- ・ インターネットを活用したカウンセリングの充実、部活動、サークル活動やボランティア活動への支援の充実のほか、アンケート結果を活用した学内の環境整備やハラスメント防止の取組も進められており、学生生活の支援のための取組が進められていると認められる。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大によるオンライン授業の実施で、大学に登校する学生が少なかった令和2年度はやむを得ないところもあるが、学生の健康診断の受診率が十分と言えない状況が続いている。健康診断は、学生が自ら心身の健康管理の重要性に気付くきっかけとなる重要なものであることから、受診率の向上に努めていただきたい。
- ・ 高等教育の修学支援新制度については、制度周知を行うほか、大学独自で行っていた授業料減免制度を見直すなどの準備を進めることで、適切に制度の運用が開始できたと認められる。支援が必要な学生に必要な情報が届くよう、引き続き、適時に様々な方法で制度周知に努めていただきたい。
- ・ キャリア支援について、支援の体系化、学生のニーズ把握、学内・学外への情報提供や同窓会との連携など、取組は着実に進められていると認められる。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、就職活動に様々な変化が生じているが、情勢を的確に捉え、必要な支援に努めていただきたい。また、税理士や公認会計士などの専門職の資格試験についても、大学の特色や強みを生かすことができると考えられるので、資格取得を志す学生の支援についても検討していただきたい。
- ・ 学生が任意に設立した団体の活動の把握については、学内掲示板での呼掛けやイベント関連の届出等により情報を収集する方法のほか、インターネット上の情報を調べるなど、大学側で積極的に情報を拾い上げていく取組も効果的ではないかと考える。
- ・ オンライン授業やサークル活動の自粛など、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、学生が大学で学生生活を送る機会が減っていると思われるが、学生が高崎経済大学の学生として、より充実した経験をすることで、愛校心を持てるよう、学生支援の推進に努めていただきたい。

Ⅲ	地域・社会貢献及び国際化に関する目標
評価	4 中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある。
<p>法人の評価指標では、全15項目のうち、Sが2項目、Aが13項目で、S又はAの割合が100%であった。</p> <p>評価委員会では、事業の進捗状況等について次のとおりと認め、中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生ボランティア活動支援室を設置し、ボランティア活動の活発化に取り組むとともに、その成果などを地域・社会貢献白書として広く公表する取組は、大変高く評価できる。 ・ 公開講座や市民ゼミ、地元学講座などを開催し、その内容も参加者のアンケートの結果を踏まえ、市民の興味関心に応じたものとするなど、市民への学習機会の提供に取り組んでいると認められる。 ・ 社会人教育の充実について、大学院の志願者増に向けて地道に取組を続けていることが認められるが、定員未充足の解消には至っていない。資格取得や実務に生かせる履修科目の設定、オンライン配信を活用した社会人でも受講しやすい環境の整備など、社会人や地元企業にとって大学院の魅力や有用性を高めるよう、課題解決に向けた大胆な取組にも期待したい。 ・ 海外提携校が着実に増えていることは高く評価できる。提携校との交換留学や学術交流を充実させることで、大学の内なる国際化にも取り組み、学内にグローバル人材を育成できる環境の整備が進むことを期待する。なお、現在の日本の社会経済は、諸外国との関係なくしては成立し得ない状況にあり、学術的な視点に加え、日本との社会経済上の関係にも考慮して提携先となる大学を開拓することで、更に効果的な事業になるのではないかと考える。 ・ 着実に派遣者数を増やしてきた学生の海外派遣について、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い実施が困難な状況になってしまったことは残念であるが、派遣が再開できる見通しが立った際には、学生の安全に留意しながら、速やかな対応に努めていただきたい。 ・ 高大連携事業について、高崎経済大学附属高等学校を始めとした県内高等学校との連携事業のほか、県内外の高校生を対象とした出前授業も行い、事業は着実に進められていると認められる。 	

- ・オープンキャンパスについて、開催ごとに新たな試みや工夫を凝らしていること、また新型コロナウイルスの感染状況に鑑みてWeb動画配信で実施したことは評価できる。大学内での実施と動画配信を効果的に組み合わせるなど、今後の更なる工夫・改善に期待したい。

IV	業務運営の改善及び効率化に関する目標
評価	4 中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある。
<p>法人の評価指標では、全11項目すべてがAで、Aの割合が100%であった。評価委員会では、事業の進捗状況等について次のとおりと認め、中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証評価の結果の活用、法人監査による事務の確認など、業務運営の適正確保のための事業や、各種システムやインターネットを活用して業務の改善や効率化のための事業に取り組んでいると認められる。 ・人事・労務管理の適正化や職員研修について、取組が進められていると認められる。職員研修について、職員版のイングリッシュ・カフェや海外派遣研修を実施して、事務職員の外国語運用能力の向上や国際感覚の醸成に取り組んでいることは、大学のグローバル化に資するものと認められ、高く評価できる。 	

V	財務運営の改善に関する目標
評価	4 中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある。
<p>法人の評価指標では、全5項目すべてがAで、Aの割合が100%であった。評価委員会では、事業の進捗状況等について次のとおりと認め、中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部資金の獲得のための取組が進められており、特に科学研究費助成事業の申請支援により、研究代表者の採択割合が中期計画で定めた目標を上回ったことは大変高く評価できる。 ・予算配分の見直しや現有施設や資源の有効活用など、大学全体の財務状況を見渡した上で、引き続き、効果的・効率的な予算執行に努めていただきたい。 	

VI	自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標
評価	4 中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある。
<p>法人の評価指標では、全3項目すべてがAで、Aの割合が100%であった。</p> <p>評価委員会では、事業の進捗状況等について次のとおりと認め、中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価機関や評価委員会の評価結果に応じた事業等の改善が認められ、また評価に関する情報の公表にも努めていることが認められる。効果的なPDCAサイクルの推進に向けた取組を継続していただきたい。 ・ 広報戦略に基づき、試験場開設エリアにおける学生募集活動の強化や、試験会場の新設に伴い四国を対象とした広報を実施するなど、戦略的な広報活動を展開したことに加え、ツイッターやYoutubeによる情報発信に取り組んだことは評価できる。大学案内やチラシなどの紙媒体のほか、インターネットも有効に活用し、学生、同窓会や後援会、市民など様々な方面に向けた情報発信を行うとともに、報道機関への情報提供も積極的に行い、高崎経済大学の存在感と知名度を高めるための取組を推進していただきたい。 	

VII	その他業務運営に関する重要目標
評価	4 中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある。
<p>法人の評価指標では、全13項目のうち、Sが1項目、Aが12項目で、S又はAの割合が100%であった。</p> <p>評価委員会では、事業の進捗状況等について次のとおりと認め、中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新文化・サークル棟の建設や施設設備の改修、PC環境や図書館環境の整備など、施設設備の整備や更新が進められていると認められる。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンライン授業や感染拡大防止のための施設設備の改修等に速やかに取り組んだことは評価できる。 ・ コンプライアンスや情報セキュリティ、研究における不正防止やハラスメント防止の研修など、適正な業務の確保のための取組が行われていると認められる。 ・ 同窓会・後援会との連携により、コロナ禍で修学の困難な学生に対する大学独自の支援を速やかに行ったことは、大変高く評価できる。今後も、同窓会・後援会との連携強化に努めていただきたい。 	

【参考】

○高崎市公立大学法人評価委員会委員名簿

(令和3年3月31日現在)

区分	氏名	職名等
委員長	八木 議廣	八木工業株式会社 代表取締役社長
委員	清水 英也	税理士
委員	鈴木 守	群馬大学顧問・上武大学理事
委員	細谷 可祝	細谷工業株式会社 代表取締役社長
委員	竹内 一普	株式会社プリエッセ 代表取締役社長

○評価委員会開催状況等（平成29年度以降）

平成29年度

第1回委員会 平成29年 7月26日開催

第2回委員会 平成29年 9月29日開催

平成30年度

第1回委員会 平成30年 8月10日開催

第2回委員会 平成30年10月30日開催

令和元年度

第1回委員会 令和 元年 7月29日開催

第2回委員会 令和 元年10月30日開催

令和2年度

第1回委員会 令和 2年 7月21日開催

第2回委員会 平成 2年10月27日開催

令和3年度

第1回委員会 令和 3年 8月 6日開催

第2回委員会 令和 3年11月10日開催

○高崎市公立大学法人評価委員会条例

平成22年3月19日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会として設置する高崎市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30条例6・一部改正)

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画調整課において処理する。

(平23条例4・平25条例9・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例の施行後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(高崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 高崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高崎市告示第139号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]